

19 えひめスカウトクラブ会則

(名 称)

第1条 この団体を「えひめスカウトクラブ」(以下本クラブという)と称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、日本ボーイスカウト愛媛県連盟(以下愛媛県連盟という。)事務局に置く。

(目 的)

第3条 本クラブは、会員相互の親睦を図り、あわせて愛媛県連盟を支援し、以てスカウト運動の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を図るための事業
- 2 愛媛県連盟の行う行事・事業に対する支援と協力
- 3 その他、本クラブの目的を達成するための事業

(会 員)

第5条 本クラブの会員は次の通りとする。

ボーイスカウト関係者及び本クラブの目的に賛同する個人並びに法人

(入 会)

第6条 本クラブに入会しようとする者は、所定の会費を添えて申し込むものとする。

(会 費)

第7条 前条の会費は、次の通りとする。

個人会費 年額1口 金 3,000円(1口以上)

法人会費 年額1口 金10,000円(1口以上)

日本連盟への登録希望の個人会員は、登録料5,000円が別途必要となる。

(役 員)

第8条 本クラブに次の役員を置く。

会 長 1名

副会長	若干名
地区幹事	若干名
監事	若干名
事務局長	1名
事務局次長	1名
会計	1名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

会長は、本クラブを代表するとともにその業務を統理する。

副会長は、会長を補佐し、その事故あるとき又は欠員のときはこれを代理する。

地区幹事は、会長・副会長を補佐し、各地区の業務を掌理する。

監事は、本クラブの資金及び経理を監査する。

事務局長は、本クラブの事務を執行する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、その事故あるとき又は欠員のときこれを代理する。

会計は、本クラブの資金及び経理を執行する。

(名誉役員)

第10条 本クラブは、役員会の議を経て次の名誉役員を置くことができる。

名誉会長

顧問

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第12条 本クラブの会議は、総会及び役員会とし、いずれも会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- 1 年間事業計画及び会計予算
- 2 年間事業報告及び会計決算

- 3 役員を選出
- 4 会則の改正
- 5 その他重要事項

(役員会)

第14条 役員会は、役員及び名誉役員をもって構成し、本クラブの会務を処理する。

(事業及び会計年度)

第15条 本クラブの事業及び会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(経費)

第16条 本クラブの経費は、会費、寄付金をもって支弁する。

付	則	本会則は、平成28年9月10日より施行する。
付	則	本会則は、令和4年6月11日より施行する。
付	則	本会則は、令和5年6月5日より施行する。